

## 議案第3号

### 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和43年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（次条において「第1条改正後特別職給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 第1条改正後特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。